

桑名市告示第150号

桑名市介護保険特別給付短期集中予防サービス費支給要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市介護保険特別給付短期集中予防サービス費支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、桑名市介護保険条例（平成16年桑名市条例第122号）第2条第1項第1号に規定する特別給付における短期集中予防サービス費の支給により、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）居宅要介護者（法第8条第2項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）に対し、次条に規定する短期集中予防サービスを短期間提供することで、地域における自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 短期集中予防サービス 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 桑名市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成27年桑名市規則第20号。以下「総合事業実施規則」という。）第3条第1号ウに規定するいきいき訪問（訪問型サービスC）に相当するサービス

イ 総合事業実施規則第3条第1号エに規定する栄養いきいき訪問（訪問型サービスC）に相当するサービス

ウ 総合事業実施規則第3条第1号ケに規定するくらしいきいき教室（通所型サービスC）に相当するサービス

(2) 利用者 次条に規定する対象者であって、短期集中予防サービスを利用する者をいう。

(3) 短期集中予防サービス費 利用者が利用した短期集中予防サービスについて、第8条の規定に基づき市が支給する費用をいう。

(4) 指定居宅介護支援事業者 利用者に対して福祉サービスを適切に利用できるよう必要な援助（法第46条第1項の規定による居宅介護サービス計画費の支給の対象となる援助を含む。）を行う指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）をいう。

(対象者)

第3条 短期集中予防サービス費の支給の対象者は、本市の区域内に住所を有する本市が行う介護保険の被保険者のうち、居宅要介護者（短期集中予防サービスを利用することによって自立した日常生活を営むに当たっての課題の解決が期待される者に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を利用している者。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者。

(3) 病院又は診療所（以下「医療機関」という。）に入院している者。

(事業の実施)

第4条 短期集中予防サービスの提供に当たっては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に委託するものとする。

(1) 第2条第1号アに規定するサービス 桑名市いきいき訪問（訪問型サービスC）事業実施要綱（令和6年桑名市告示第148号。以下「いきいき訪問実施要綱」という。）の規定により法第115条の45の3第1項の規定による指定を受けた者又はいきいき訪問事業（いきいき訪問実施要綱第2条第1号に規定するいきいき訪問事業をいう。以下同じ。）の委託を受けた者。

(2) 第2条第1号イに規定するサービス 桑名市栄養いきいき訪問（訪問型サービスC）事業実施要綱（平成27年桑名市告示第145号。以下「栄養いきいき訪問実施要綱」という。）実施要綱第2条の規定により委託を受けた者。

(3) 第2条第1号ウに規定するサービス 桑名市くらしいきいき教室（通所型サービスC）事業実施要綱（令和6年桑名市告示第146号。以下「くらしいきいき教室実施要綱」という。）の規定により法第115条の45の3第1項の規定による指定を受けた者又はくらしいきいき教室事業（くらし

しいきいき教室実施要綱第2条第1号に規定するくらしいきいき教室事業をいう。以下同じ。)の委託を受けた者。

2 前項の規定により委託を受けた者(以下「サービス提供事業者」という。)が前項各号に定める者に該当しなくなったときは、当該サービス提供事業者の資格を失う。

(サービスの内容)

第5条 短期集中予防サービスは、利用者に対して、指定居宅介護支援事業者が作成する第12条第1項の規定による計画に基づき提供するものとする。

2 サービス提供事業者は、短期集中予防サービスを、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより提供するものとする。

(1) 第2条第1号アに規定するサービス いきいき訪問実施要綱第2章に規定する基準の例。

(2) 第2条第1号イに規定するサービス 栄養いきいき訪問実施要綱第4条、第5条及び第11条から第14条までの規定の例。

(3) 第2条第1号ウに規定するサービス くらしいきいき教室実施要綱第2章に規定する基準の例。

(利用の中止)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、短期集中予防サービスの利用を中止させることができる。

(1) 利用者が第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) その他利用が適正でないと市長が認めるとき。

(サービス単価)

第7条 短期集中予防サービスのサービス単価は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

(1) 第2条第1号アに規定するサービス いきいき訪問実施要綱第2条第6号に規定する第1号事業支給費基準額に相当する額。

(2) 第2条第1号イに規定するサービス 栄養いきいき訪問実施要綱第7条に規定するサービス単価に相当する額。

(3) 第2条第1号ウに規定するサービス くらしいきいき教室実施要綱第2条第6号に規定する第1号事業支給費基準額に相当する額。

(短期集中予防サービス費の支給)

第8条 市長は、利用者が短期集中予防サービスを利用したときは、短期集中予防サービス費として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を、当該短期集中予防サービスを提供したサービス提供事業者に支払うものとする。

(1) 第2条第1号アに規定するサービス いきいき訪問実施要綱第5条第1項及び第2項の規定により算定する第1号事業支給費の額に相当する額。

(2) 第2条第1号イに規定するサービス 栄養いきいき訪問実施要綱第9条に規定する利用者の負担額を控除した額に相当する額。

(3) 第2条第1号ウに規定するサービス くらしいきいき教室実施要綱第5条第1項から第3項までの規定により算定する第1号事業支給費の額に相当する額。

2 第1項の規定による支払があったときは、利用者に対し短期集中予防サービス費の支給があったものとみなす。

(費用の負担)

第9条 利用者は、短期集中予防サービスを利用したときは、第7条のサービス単価から前条第1項の規定により市長が支払う額を控除して得た額を、サービス提供事業者に支払うものとする。

2 前項に規定するほか、短期集中予防サービスの提供の際に実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。

(短期集中予防サービス費の支給の特例)

第10条 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合は、前2条の規定は適用しない。

(1) 第2条第1号アに規定するサービス 利用者が、いきいき訪問実施要綱の規定により第1号事業支給費の支給を受け、又は、市が委託により実施したいきいき訪問事業を利用する月に第2条第1号アに規定するサービスの提供を受けた場合。

- (2) 第2条第1号ウに規定するサービス 利用者が、くらしいき教室実施要綱の規定により第1号事業支給費の支給を受け、又は、市が委託により実施したくらしいき教室事業を利用する月に第2条第1号ウに規定するサービスの提供を受けた場合。

(費用の請求等)

第11条 サービス提供事業者は、月ごとに短期集中予防サービス費を市長に請求することができる。

2 サービス提供事業者は前項の請求にあたっては、請求書にサービス提供の実績の分かる書類を添えて、当該月分をまとめて翌月15日までに市長に提出しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の請求があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに短期集中予防サービス費を支払うものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(ケアマネジメント費の支給等)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が短期集中予防サービス費の支給の対象となる短期集中予防サービスを利用した場合において、当該短期集中予防サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該利用者の依頼を受けて、法第8条第24項に規定する居宅サービス計画に相当する計画を作成するとともに、当該計画に基づく短期集中予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行ったときは、ケアマネジメント費を市長に請求することができる。ただし、利用者が法第46条第1項に規定による居宅介護サービス計画費の支給、法第58条第1項の規定による介護予防サービス計画費の支給又は法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業に係る法第115条の45の3第1項の規定による第1号事業支給費の支給を受ける月においては、この限りでない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の請求に当たっては、請求書に当該指定居宅介護支援事業者が行った前項に規定する計画の作成及び便宜の提供の実績の分かる書類を添えて、当該月分をまとめて翌月15日までに市長に提出しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の請求があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、請求書を受理した日の属する月の翌月末日までにケアマネジメント費を支払うものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

4 第1項のケアマネジメント費の単価は、月当たり11,316円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。ただし、初回に限り、月当たり3,126円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を加算することができる。

(返還)

第13条 市長は、この告示の規定に違反した者又は偽りその他不正の手段により短期集中予防サービス費若しくはケアマネジメント費の支給を受けた者があるときは、支給した短期集中予防サービス費若しくはケアマネジメント費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(廃止等の届出及び便宜の提供)

第14条 サービス提供事業者は、短期集中予防サービスを行う事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、桑名市介護保険特別給付短期集中予防サービス問事業廃止(休止)届出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 サービス提供事業者は、前項の規定による届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該事業の短期集中予防サービスを利用していた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該短期集中予防サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう指定居宅介護事業者、他の実施者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(状況報告等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、サービス提供事業者等に対し、当該事業の運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(桑名市介護保険特別給付いきいき訪問事業費支給要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 桑名市介護保険特別給付いきいき訪問事業費支給要綱 (平成30年桑名市告示第100号)

(2) 桑名市介護保険特別給付栄養いきいき訪問事業費支給要綱 (平成27年桑名市告示第155号)

(3) 桑名市介護保険特別給付くらしいきいき教室事業費支給要綱 (平成27年桑名市告示第157号)

別記様式（第 14 条関係）

介護保険特別給付短期集中予防サービス事業廃止（休止）届出書

年 月 日

（宛先）桑名市長

事業者 所在地
名称
代表者

次のとおり事業を廃止（休止）しますので、桑名市介護保険特別給付短期集中予防サービス費支給要綱第 16 条第 1 項の規定により届け出ます。

廃止（休止）しようとする事業所	名称 所在地
廃止又は休止しようとする年月日	年 月 日	
廃止又は休止しようとする理由		
現にサービスを受けている者に対する措置		
休止の予定期間	年 月 日～ 年 月 日	